

# お知らせ

記者発表資料 | 平成29年5月25日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ  
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

### 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名及び住所  
株式会社石山組 福岡県北九州市門司区下二十町3-21
- 指名停止措置期間  
平成29年 5月25日 ~ 平成29年 9月24日 (4ヵ月)
- 指名停止措置の範囲  
中国地方整備局管内
- 事実の概要  
当該業者の代表取締役等が、建設業許可申請の際に、実際には雇用していない者を同社の専任技術者をしているという虚偽の書類を福岡県に提出したとして、平成29年4月10日、建設業法違反容疑で福岡県警に逮捕されたことによる。
- 指名停止措置理由  
上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

### <問い合わせ先>

#### 中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号 [9:15~18:00])  
082-511-6064 (夜間直通 [18:00~19:00])

総務部 契約課長 室田 浩司 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐 佐藤 博和 (内線2514)

#### 港湾空港部

082-511-3900 (代表番号 [9:15~18:00])  
082-511-3903 (夜間直通 [18:00~19:00])

契約管理官 佐野 友紀 (内線130)

◎総務部 経理調達課長補佐 池尻 泰人 (内線132)

### 【広報担当窓口】

広報広聴対策官 坂屋 政之 (内線2117)

企画部 環境調整官 足立 司 (内線3114)